

# 光 交 流 会

## 理 念

光産業は、情報処理、通信、加工、計測などの広範囲な産業分野に加えて、医療や娯楽さらには家庭照明に至るまで、現在の社会生活に必要不可欠な基盤産業として、着実な成長を遂げています。一方では、光産業はその目的に応じて、オプトエレクトロニクスやメカトロニクス技術として展開されているように、そのあまりにも広範囲な要素技術としての特異性からネットワーク産業とも称されています。

光交流会は1987年12月に自由参加の光情報交換の場として東京工学院に設けられた『光エレクトロニクスサロン』を母体とし、1988年7月6日に『光エレクトロニクスサロン異業種交流会』として設立された団体です。1992年10月には略称であった『光交流会』が社会的に認知されたことから、これを正式名称としました。企業の規模の大小やメ - カ - か商社かといった形態また企業人が学者かといった職業に関係なく、立場や利害を超えて光技術および光産業に係わるさまざまな立場の人々が出会い、語らい、学び合う場所、それが光交流会です。光を学び、光でつながった人々が、日本のみならず、世界の光産業の健全な発展、そして国際社会に貢献するために、光交流会自らが一条の光となるようにとの願いを込めて、皆様のご理解とご参加をお待ちしております。

## 光 交 流 会 会 則

### 第 1 章 名称および事務所

(名 称)

第 1 条 本会は光交流会と称する。

( 英 文 名 : Opto - Electronics Partners Association 略称 OEPA )

(所在地)

第 2 条 本会の事務所は代表幹事所在地に置く。

ただし必要に応じて幹事会の承認に基づき外部におくことができる。

2 その他事務所に関する事項については幹事会がこれを定める。

### 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は光産業の技術向上と普及を図るとともに、現場レベルのビジネスチャンスにつながる交流と知識修得の場（個人の能力開発）の提供、共同研究開発および国際交流などの推進を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- ( 1 ) 定期的な交流会の開催
- ( 2 ) 講演会、講習会、シンポジウム、見学会等の実施
- ( 3 ) 学術、技術に関する調査研究の実施
- ( 4 ) 現場における技術的問題点についての懇談と交流
- ( 5 ) 技術情報の収集と交換
- ( 6 ) 内外の大学、専門学校、学会、協会との協力および連携
- ( 7 ) 会報の発行とその他の広報活動
- ( 8 ) その他目的を達成するために必要と認められる事業

(部 会)

第 5 条 本会は前条の事業を推進するため幹事会の承認を得て、各種委員会や部会等を設けることができる。

### 第3章 会員

(資 格)

第 6 条 会員は本会の目的に賛同し、本会の維持と発展に協力する団体、法人または個人とする。

(入退会)

第 7 条 本会の入会および退会は幹事会の承認を得るものとする。

2 本会の退会には幹事会に所定の退会届を提出するものとする。

(種 類)

第 8 条 会員は、次の 3 種とする。

- ( 1 ) 名誉会員
- ( 2 ) 正会員
- ( 3 ) サポート会員

(名誉会員)

第 9 条 名誉会員は本会に対し功労顕著な者であって、総会において推薦された者とする。

(正会員)

第 10 条 正会員は光技術または光産業の発展に協力する者とする。

(サポート会員)

第11条 サポート会員は正会員の退職者であり本会の活動に貢献し幹事会で推薦された者とする。

(会費)

第12条 正会員およびサポート会員は年会費を前納するものとし、納入した会費は払い戻さない。

(2) 年会費は幹事会にて協議し、総会の承認を得る

(3) 年度途中の入会に限り月割りで算出する

(名誉会員)

第13条 名誉会員は会費納入の義務を負わない。

(除名)

第14条 本会の名誉を毀損、または目的に反するような行動があったときには、幹事会は、その中止もしくは変更を命じ、除名することができる。

ただし除名者に対しては、除名を決定する前に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第4章 役員

(役員)

第15条 本会は次の役員を置く。

(1) 幹事は会員より会員10名につき1名以上とする(代表幹事1名、副代表幹事若干名)

(2) 監査は2名以上3名以内(1名は会員外から選ぶことができる)

(選任方法)

第16条 幹事および監査は幹事会の公募に応じた会員と幹事会の推薦者をもって構成し、幹事は互選で正副代表幹事を定める。

(任期)

第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結までとする、ただし再任は妨げない。

(役職)

第18条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 代表幹事は本会を代表し会務を総理する

(2) 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事が事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する

- (3) 幹事は幹事会の定めるところにより、総務・会計・広報・企画等の事業方針を立案し、その運営と事務を分掌し、常務する
- (4) 監査は本会の運営および会計を監査する

(解 任)

第19条 幹事会は役員が次の各号に該当する場合は在任幹事数の3分の2以上の同意を得て、当該役員の解任を決議することができる。

- (1) 心身の故障または特別な事情のため、職務の執行に耐えられないとき
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為をしたとき

## 第5章 会議

(種 類)

第20条 会議として総会、幹事会および正副代表幹事会とする。

(総 会)

第21条 総会は通常総会および臨時総会とする。通常総会は毎事業年度(1月1日から12月31日までの1年間を言う)終了後2ヶ月以内に召集し、臨時総会は次に掲げる場合に招集する。

- (1) 幹事会において必要と認めるとき
- (2) 会員の2分の1以上の請求があったとき

(定足数)

第22条 総会は会員の2分の1以上の出席を必要とする。

(承認事項)

第23条 総会の承認事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画、事業予算
- (3) 決算報告
- (4) 役員の選任

(採 決)

第24条 総会における前条第2項、第3項および第4項の承認は、出席会員の2分の1以上を必要とする。

(議 長)

第25条 議長は総会において選任する。

(幹事会)

第26条 幹事会は必要により随時開催す、第22条および第24条に準拠

する。

(正副代表幹事会)

第27条 正副代表幹事会は本会の運営を統括し、第22条および第24条に準拠する。

(その他の会)

第28条 各種部会および委員会は幹事会が随時組織し、運営する。

## 第6章 会計

(運営費用)

第29条 本会の運営に必要な経費は会費をもってこれにあてる。

(期間)

第30条 本会の会計年度は、第21条に定める事業年度と同一とする。

## 第7章 会則の変更および解散

(会則変更)

第31条 会則の変更は幹事会および総会において、おのこの出席幹事または出席会員の3分の2以上の決議を必要とする。

(解散)

第32条 本会を解散するには幹事会および総会において、おのこの出席幹事または出席会員の3分の2以上の決議を必要とする。

(残余財産)

第33条 本会の解散に伴う残余財産の処分は総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 附 則

(アドバイザー)

第34条 本会にアドバイザーをおくことができる。

(2) アドバイサーは幹事会の推薦により代表幹事が委嘱する

(3) アドバイサーは幹事会において本会の運営について助言を与える

(4) アドバイサーの任期については第17条の規定を準用する

(報酬)

第35条 役員は無報酬とする。ただし特別な業務を正副代表幹事会から委嘱

され幹事会において承認された事項については報酬を支給することができる。

(資格喪失)

第36条 正会員およびサポート会員は会費未納の場合は会員資格を失うものとする。

(議決権)

第37条 本会における議決権は会員のみが有する。

(委任状)

第38条 本会の委任状は、個人会員においては本人の記名捺印または署名(幹事会で承認した電子的方法を含むものとする)をまた団体、法人会員においては、その代表者もしくは登録代表者の記名捺印または署名(幹事会で承認した電子的方法を含むものとする)を必要とする。

2007年2月 改訂条文

第8条、11条、12条、18条、19条、33条、35条、36条

2008年2月 改訂条文

第2条、4条、6条、7条、8条、11条、12条、13条、14条、  
15条、16条、17条、18条、19条、21条、22条、23条、  
24条、27条、28条、29条、30条、31条、32条、33条、  
34条、35条、37条

2010年2月 改訂条文

第5条、15条、16条、18条、19条、20条、21条、21条、  
22条、24条、26条、27条、28条、29条、30条、31条、  
32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条